

## 第5章 施策展開

### 1. 実施施策

基本方針に基づく施策の方向性ごとに、具体的な施策を掲げ、それぞれの実施内容・時期・主体とともに、該当する評価指標を示します。

#### 基本方針 1 安全・安心で移動しやすい交通環境

##### 施策の方向性 1 - ① 安全な通行空間の整備

施策	施策概要	重点 施策	実施 時期	実施 主体
歩道設置路線のバリアフリー化	歩道の切下げ部の改修や平坦性を確保するなど、バリアフリー化を進めます。	◎	継続	行政
防護柵の改修	防護柵の改修により、安全対策を行います。	◎	継続	行政
通学路の安全対策	通学路の定期的な点検を行い、安全対策の改善・充実を図ります。		継続	市民 行政
歩行者・自転車に配慮した道路空間の整備	生活道路などをはじめとして、歩行者・自転車・自動車が安全・安心に通行できる道路空間の整備を図ります。		継続	行政

評価指標	現状値 (H28)	目標値 (H35)
歩道切下げ部のバリアフリー化率	38.1%	49.4%
防護柵の改修率	82.0%	91.4%



## 重点施策

## ■ 歩道設置路線のバリアフリー化 【実施箇所：市内全域】

すべての人にやさしい通行空間の確保に努めるとともに、歩道の平坦性を確保するなど歩道設置路線のバリアフリー化を進めます。

特に市内鉄道4駅を中心とした半径500mにおいて、歩道切下げ部のバリアフリー化を図り、平成35年度までに市内の歩道切下げ部のバリアフリー化率を49.4%にすることを目標とします。



歩道の切下げ（改修前）



歩道の切下げ（改修後）

## 重点施策

## ■ 防護柵の改修 【実施箇所：市内全域】

道路を安全に通行できるよう、安全対策として、防護柵の改修計画に基づき、「防護柵の設置基準」（高さ1.1mなど）を満たすように、改修を進めます。

なお、芦屋川沿いの防護柵については、設置基準への適合とともに、景観にも配慮した整備を計画的に進めます。



防護柵（改修前）



防護柵（改修後）

施策例

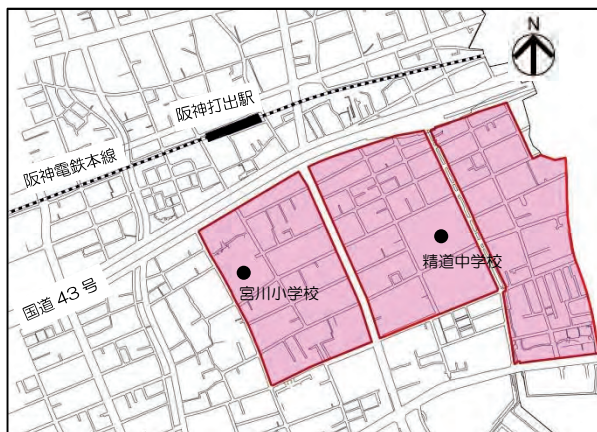
■ 歩行者・自転車に配慮した道路空間の整備 【実施箇所：市内全域】

歩行者と自転車の通行を優先する安全対策である「ゾーン30」についての周知及び整備について検討します。

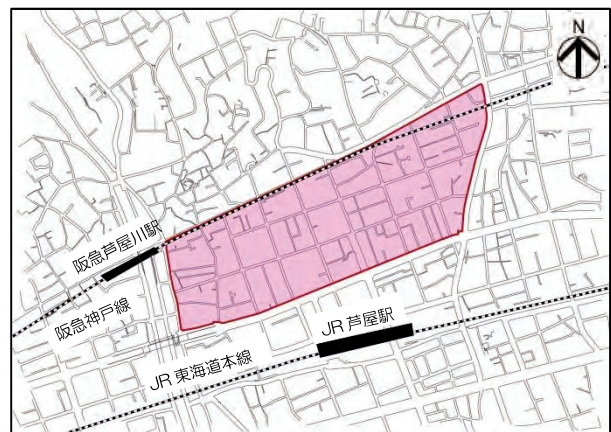


■ゾーン30 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

市内のゾーン30整備状況（平成28年12月末現在）



区域：浜町1～11番，南宮町1～14番  
大東町1～17番



区域：松ノ内町，船戸町，東山町，大原町

出典：兵庫県警察本部



## 施策例

## ■ 通学路の安全対策 【実施箇所：市内全域】

芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒の通学路における安全確保に取り組んでおり、看板の設置、路面標示、横断歩道の塗り直し等による改善を進めています。



路側帯のカラー化



啓発看板





## 基本方針 1 安全・安心で移動しやすい交通環境

## 施策の方向性 1 - ② 安全な自転車利用環境の整備

施策	施策概要	重点 施策	実施 時期	実施 主体
自転車の安全利用の推進	自転車利用者への交通安全教育や自転車の安全で適正な利用を推進します。	◎	継続	市民 行政
自転車ネットワーク整備計画の策定	安全で快適な自転車利用環境の総合的な整備に向けた計画を策定し、自転車ネットワークの形成を図ります。		H30~	行政
放置自転車等の撤去	各鉄道駅周辺に放置されている自転車等の撤去・移送を行います。		継続	行政

評価指標	現状値 (H26)	目標値 (H32)
自転車に関わる事故件数	251 件/年	188 件/年



重点施策

■ 自転車の安全利用の推進 【実施箇所：市内全域】

自転車の正しい乗り方や交通ルールについて、交通安全教室などを通じて周知徹底を図ります。

幼児・児童を乗せる場合のヘルメットの着用、夕暮れ時からの早めのライト点灯や反射材の取付けなどの自転車の安全な適正利用について、広報啓発活動の推進とともに、路上での指導を継続して行います。

また、自転車事故の加害者に対する高額な損害賠償請求の事例があることなどから、自転車利用者賠償責任保険への加入促進に取り組みます。



出典：兵庫県

施策例

■ 放置自転車等の撤去 【実施箇所：自転車等放置禁止区域】

鉄道駅周辺では、「自転車等放置禁止区域」を指定し、歩行者等の安全かつ円滑な通行を確保する目的などから放置自転車等の撤去・移送を定期的に行っています。



## 基本方針 1 安全・安心で移動しやすい交通環境

## 施策の方向性 1 - ③ 安全・安心への意識の啓発

施策	施策概要	重点 施策	実施 時期	実施 主体
交通安全教育の推進	交通安全教室を開催し、交通安全のルールとマナーの教育・啓発を推進します。	◎	継続	行政
自転車の安全利用の推進【再掲】	自転車利用者への交通安全教育や自転車の安全で適正な利用を推進します。	◎	継続	市民 行政

評価指標	現状値 (H26)	目標値 (H32)
交通事故死傷者数	407 人	300 人

## 重点施策

## ■ 交通安全教育の推進 【実施箇所：市内全域】

交通事故の減少を図るため、幼児から成人に至るまで広い世代を対象に「第10次芦屋市交通安全計画」に基づいた交通安全教室を開催し、道路や踏切道における交通安全のルールやマナーなどの教育及び普及啓発を推進します。

子どもへの交通安全教育については、心身の発達段階や地域の実情に応じたものとし、高齢者への交通安全教育については、地域の集会の場など多様な機会を活用した教育・啓発を行い、交通安全思想の普及・徹底を図ります。



## 基本方針 1 安全・安心で移動しやすい交通環境

## 施策の方向性 1 - ④ 安全な都市基盤の整備

施策	施策概要	重点 施策	実施 時期	実施 主体
道路・橋りょう等の 長寿命化対策	道路・橋りょう等の点検や修繕等, 計画的な維持管理を行い, 安全で 円滑な交通を確保します。	◎	継続	行政
生活道路等の整備	狭隘道路の拡幅や交差点, 踏切な どの安全対策を検討し, 整備に取り 組みます。		継続 検討	行政
無電柱化の推進	電線類の地中化などによる無電柱 化を推進し, 円滑な通行空間の確 保を図ります。	◎	継続	行政

評価指標	現状値 (H28)	目標値 (H35)
無電柱化率	12.4%	14.1%





**重点施策**

■ 道路・橋りょう等の長寿命化対策 【実施箇所：市内全域】

「芦屋市道路橋長寿命化修繕計画」や「芦屋市公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、道路・橋りょう等を安全に通行できるよう、計画的に点検し、修繕・整備を行います。



架け替え前の開森橋



架け替え後の開森橋

**重点施策**

■ 無電柱化の推進 【実施箇所：さくら参道，芦屋川兩岸など】

安全で快適な通行空間の確保や、良好な景観形成及び防災性能の向上を図るため、電線類の地中化などにより無電柱化を推進します。また今後、計画的な無電柱化に取り組むため、「無電柱化推進計画（仮称）」の策定を予定しています。



無電柱化（整備前）



無電柱化（整備後）



## 基本方針 1 安全・安心で移動しやすい交通環境

## 施策の方向性 1 - ⑤ 人にやさしい交通環境の充実

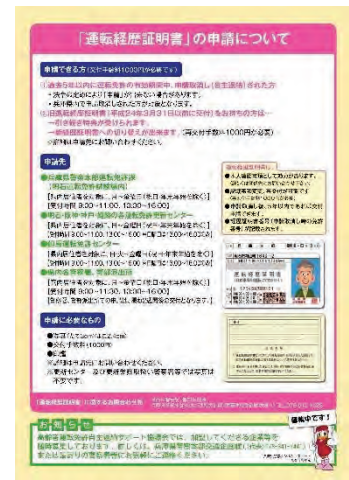
施策	施策概要	重点 施策	実施 時期	実施 主体
歩道設置路線のバリアフリー化【再掲】	歩道の切下げ部の改修や平坦性を確保するなど、バリアフリー化を進めます。	◎	継続	行政
公共交通利用支援	障がいのある方や高齢者に対してタクシーやバスの運賃助成を行います。		継続	行政 事業者
バリアフリー対応車両の拡充	高齢者や車いす利用者などだれもが乗降しやすいノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの拡充を進めます。		継続	行政 事業者
運転免許返納制度の周知・推進	運転に不安のある高齢者が、運転免許を自主的に返納しやすい環境を作ることで、交通事故の抑制を図ります。		継続	行政 事業者
モビリティ・マネジメントの推進	過度な自動車利用を抑制し、公共交通の利用を促進するために、効果的な情報提供を行います。		検討	行政 事業者



施策例

■ 運転免許返納制度の周知・推進 【実施箇所：市内全域】

運転に不安のある高齢者が、運転免許を自主的に返納しやすい環境を作り、また、運転免許返納制度の周知を図ることで、交通事故の抑制を図ります。



出典：兵庫県

施策例

■ バリアフリー対応車両の拡充 【実施箇所：市内全域】

高齢者や児童などだれもが乗り降りしやすく、安全性の高いノンステップバスや、ユニバーサルデザインタクシーなどバリアフリー対応車両の拡充を進めます。



## 基本方針2 まちの魅力を高め都市活力を支える交通環境

## 施策の方向性2-① 鉄道駅へのアクセス性・利便性の向上

施策	施策概要	重点 施策	実施 時期	実施 主体
JR 芦屋駅周辺の整備	駅南側では市街地再開発事業により駅前広場及び周辺道路を整備します。また、整備に伴いバス路線の再編等を協議・検討します。駅北側ではバリアフリーなどに関する課題を整理し、再整備の必要性を検討します。	◎	H30～ (予定)	行政 事業者
阪神打出駅周辺の整備等の検討	駅の利用者などが徒歩・自転車等で移動しやすい環境の整備を検討します。	◎	検討	行政
阪神芦屋駅周辺の整備	「芦屋市交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅及び駅周辺の道路・公共施設等のバリアフリー整備を実施していますが、引続き取組を進めます。		継続	行政 事業者
阪急芦屋川駅周辺の整備等の検討	歩行者空間の整備や自動車の停車スペースの確保など、利用実態から課題を整理し、対策を検討します。		検討	行政





## 重点施策

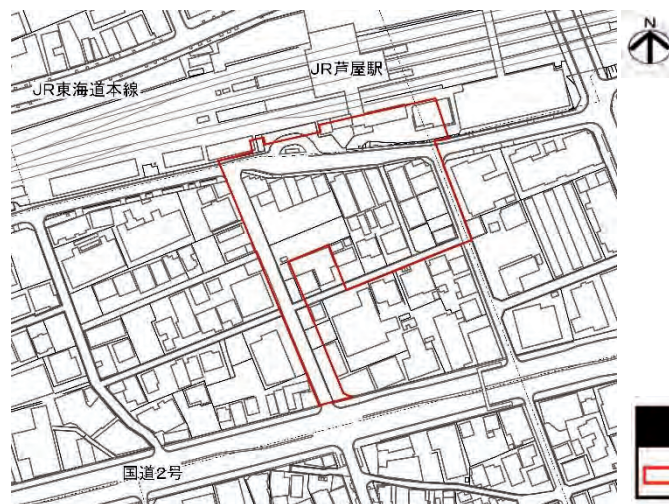
## ■ JR 芦屋駅周辺の整備 【実施箇所：JR 芦屋駅及び周辺】

市内で最も乗降客の多い JR 芦屋駅の周辺を整備することにより、周辺地域のみならず市内全域の交通環境の向上を図ります。駅南側において、安全かつ快適に移動でき利便性が向上するように駅前広場、周辺道路、自転車駐車場の整備をすることにより、バスや自転車の利用環境の向上、徒歩による駅への円滑な移動、駅に送迎する自動車の路上駐停車の解消、など交通結節点機能の向上を図るとともに、住宅・商業・公益施設の整備により都市拠点としての機能向上を図ります。

また、駅北側は、整備されてから 30 年以上が経過するため、バリアフリー面などの現状の課題を整理し、再整備の必要性を検討します。

## JR 芦屋駅南地区整備概要

## 位置図



## 凡例

市街地再開発事業区域

## ①立体横断通路の整備

立体横断通路の整備により、歩車分離を図り、駅周辺の歩行者の安全かつ円滑な通行を確保します。

## 立体横断通路（整備例）





### ②自転車駐車場の集約化

分散された既存の自転車駐車場を集約・整備することで、自転車利用者の利便性の向上を図ります。

### ③バス路線の再編・利便性の向上

JR 芦屋駅周辺においては、駅の南側の交通広場が未整備であるため、バスの乗降場が駅の北側に偏った配置となっています。駅南北におけるバス停の再配置や、路線の再編により、バスの運行や周辺の自動車等の交通を円滑にし、利便性の向上を図るための関係機関との協議・検討を行います。

### ④鉄道とバスの乗換利便性の向上

鉄道とバスの乗換利便性の向上を図るため、JR 芦屋駅南側の駅前広場の整備に伴い、利用者に分かりやすいバス乗降場の配置等を検討します。

### ⑤バスロータリーの整備（ターミナル機能）

JR 芦屋駅の南側の整備にあたり、交通広場をロータリー形状とし、ターミナル機能を与えることによって、バス路線の運行経路の改善などサービスの向上を図ります。

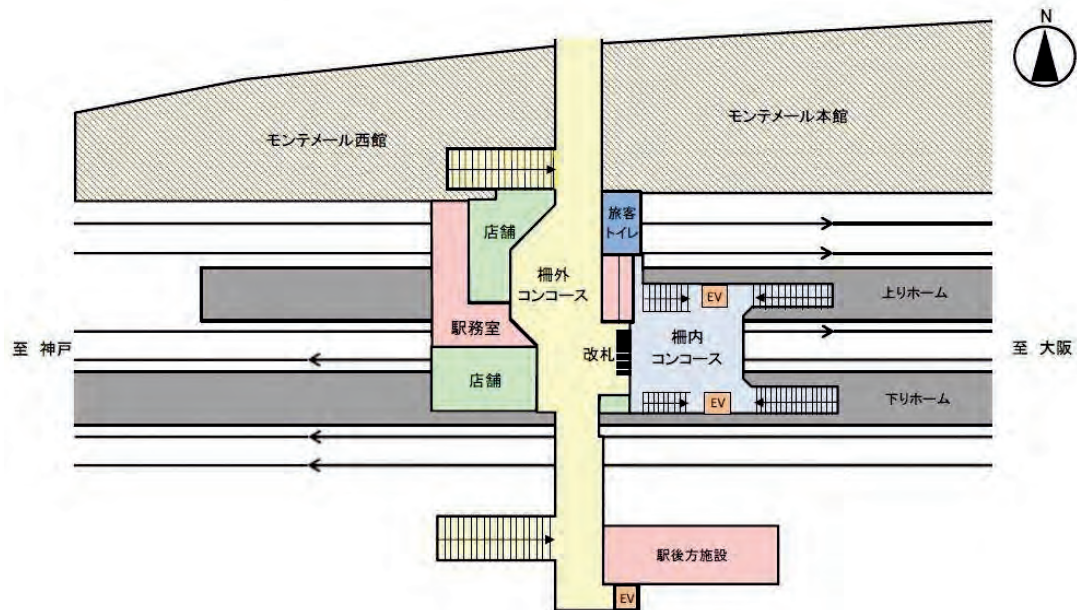
#### バスロータリー（整備例）



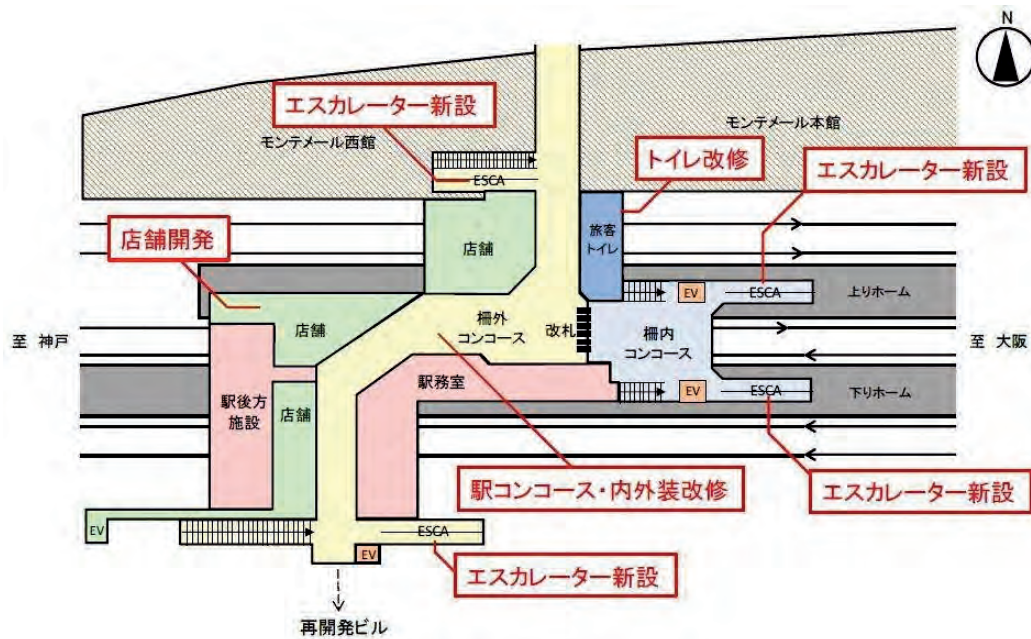
駅舎の改良（JR芦屋駅）

JR芦屋駅南地区の整備に伴いJR芦屋駅の改良工事を計画し、エスカレーターの設置など、駅のリニューアルを推進します。

【現況】



【計画】



資料：JR西日本ホームページ ニュースリリースより



重点施策

■ 阪神打出駅周辺の整備等の検討 【実施箇所：阪神打出駅周辺】

駅利用者等が移動しやすい通行空間の整備として、稲荷山線歩道や国道43号打出交差点横断施設の更なるバリアフリー化を検討します。

また、駅周辺の自転車駐車場についても利用状況を踏まえた対応策を検討します。





## 基本方針2 まちの魅力を高め都市活力を支える交通環境

## 施策の方向性2-② 交通ネットワークの充実

施策	施策概要	重点 施策	実施 時期	実施 主体
バス路線の再編・ 利便性の向上	目的地へより効率的に移動できる 運行経路や、持続可能性の高いバス ネットワークの構築など、バス 路線の再編を検討します。		検討	行政 事業者
既存の公共交通等 を補完する施策の 検討	公共交通網から離れている地域な どにおいて、既存の公共交通等を 補完する施策を必要に応じ検討し ます。		検討	市民 行政 事業者
都市施設等の整備 の検討	都市計画道路等の都市施設を計画 的に整備するための検討を行いま す。		H30	行政

## 施策例

## ■ 既存の公共交通等を補完する施策の検討 【実施箇所：市内全域】

公共交通網から離れている地域などにおいて、既存の公共交通等を補完する施策について地元機運の醸成に応じて検討します。

## コミュニティバス（実施例）

【神戸市垂水区塩屋地域の取組（塩屋コミュニティバス「しおかぜ」）】

道路幅員が狭くバス運行ができない地域内で、きめ細やかに運行する交通手段を確保するため、地域が主体となり検討が行われ、試験運行を経て、タクシー事業者によるタクシーを活用した定時定路線型の地域コミュニティ交通が運行されています。



車両写真

出典：神戸市

## 基本方針2 まちの魅力を高め都市活力を支える交通環境

## 施策の方向性2-③ 公共交通利用環境の向上

施策	施策概要	重点 施策	実施 時期	実施 主体
バス待合環境の向上	バスの利便性の向上のため、バス停における上屋やベンチの設置等を検討します。		検討	行政 事業者
バリアフリー対応車両の拡充	高齢者や車いす利用者などだれもが乗降しやすいノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの拡充を進めます。		継続	行政 事業者
公共交通の利便性向上	交通系ICカードの普及や、多様な運賃プランや支払方法の導入、スマートフォンアプリを利用したタクシーの配車などにより利便性の向上を図ります。		継続	事業者
公共交通運行情報の提供	バスロケーションシステムによるバスの接近や到着予測時刻などの情報を充実し、利用者の利便性の向上を図ります。		継続	事業者





**施策例** ■ バス待合環境の向上 【実施箇所：市内全域】

バス停における上屋やベンチなど、待合環境の向上を図る施設について、歩道幅員などの状況を踏まえ、設置の可能性等を検討します。

バス待合施設（整備例）



**施策例** ■ 公共交通運行情報の提供 【実施箇所：市内全域】

バスの位置情報をGPSなどでリアルタイムに把握できるバスロケーションシステムにより、バスを待つ利用者にバスの接近や到着予測時刻などの情報提供を充実し、時間の有効活用や乗り継ぎへの不安解消など、利便性向上を図ります。



出典：兵庫県ホームページ



## 基本方針3 高質で快適な暮らしを実感できる交通環境

## 施策の方向性3-① 環境・景観に配慮した交通施策の推進

施策	施策概要	重点 施策	実施 時期	実施 主体
低公害車の普及促進	大気環境の改善のため、事業者に対する導入補助などにより低公害車の普及を推進します。		継続	行政 事業者
無電柱化の推進【再掲】	電線類の地中化などによる無電柱化を推進し、良好な景観形成を図ります。	◎	継続	行政
街灯のLED化	市で管理する街灯のLED化を図ります。	◎	継続	行政
「ノーマイカーデー」運動の推進	「ノーマイカーデー」運動の推進により、通勤・通学等での自動車の利用を自粛し、自動車公害対策を図ります。		継続	行政 市民
モビリティ・マネジメントの推進【再掲】	過度な自動車利用を抑制し、公共交通の利用を促進するために、効果的な情報提供を行います。		検討	行政 事業者

評価指標	現状値 (H28)	目標値 (H35)
街灯のLED化率	31.0%	100%

重点施策

■ 街灯のLED化 【実施箇所：市内全域】

照度調査などを行い、街灯の新設、補修等照度の向上を図るとともに、LED 灯への更新により球切れによる消灯を減少させます。

施策例

■ モビリティ・マネジメントの推進 【実施箇所：市内全域】

学校での公共交通に関する体験学習などを通じて、公共交通の利便性や環境への配慮について、より深い理解を促進し、過度に自動車の利用に依存しない社会への意識形成を図ります。

また、公共交通マップの作成及び市民への配布を行うなど、公共交通の情報を広く周知する取り組みにより、自動車からの利用転換を促すとともに、バス路線など公共交通の利用機会を創出することで、公共交通路線網の維持・充実を図ります。



出典：川西市



■モビリティ・マネジメント 「過度に自動車にたよる状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(＝賢く)利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組みを意味するもので、それぞれの住民や職場組織等に、環境や健康などに配慮した交通行動を働きかけ、自発的な行動の転換を促していくこと。

出典：国土交通省



基本方針3 高質で快適なくらしを実感できる交通環境

施策の方向性3-② 快適な移動環境により回遊性を高める施策の推進

施策	施策概要	重点 施策	実施 時期	実施 主体
まちあるきを楽しむ情報の発信	市内の店舗、文化施設、公園などまちあるきに役立つ情報の発信により、外出や交流機会の創出を図ります。		継続	行政
自転車ネットワーク整備計画の策定【再掲】	安全で快適な自転車利用環境の総合的な整備に向けた計画を策定し、自転車ネットワークの形成を図ります。		H30～	行政
歩行者・自転車に配慮した道路空間の整備【再掲】	生活道路などをはじめとして、歩行者・自転車・自動車が安全・安心に通行できる道路空間の整備を図ります。		継続	行政
案内誘導サインの整備	わかりやすく統一的な案内誘導サインを整備します。	◎	H29～	行政
休憩施設の設置	歩道等においてベンチなどの休憩施設の設置を検討します。		検討	行政

重点施策

■ 案内誘導サインの整備 【実施箇所：市内全域】

安全かつスムーズな案内誘導はもとより、まちの回遊性や良好な都市景観づくりの観点、また、図記号の効果的な活用及び多言語併記などユニバーサルデザインの考えを踏まえた、わかりやすく統一的な案内誘導サインを整備します。





施策例

■ まちあるきを楽しむ情報の発信 【実施箇所：市内全域】

市内のお店・文化施設・観光施設・公園など、まちあるきに役立つ情報を調べることができるスマートフォン用アプリの配信などにより、市の魅力を発信します。



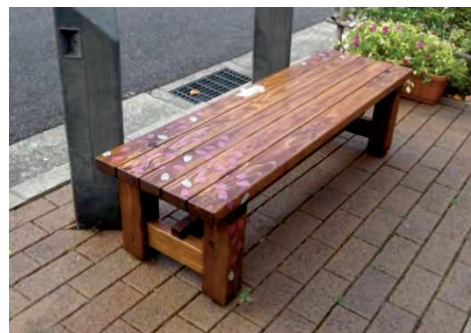
施策例

■ 休憩施設の設置 【実施箇所：市内全域】

一定の安全な通行空間が確保できる歩道等においては、ベンチなどの休憩施設の設置を検討し、歩行者に優しく快適な通行環境の提供や、道路空間での地域交流の促進を図ります。



また、地域福祉活動を推進する取組として、「まちの中にひと休みできる場所が欲しい」という市民の声を実現した「わがまちベンチプロジェクト」では、市民と市の協働により、「ひと休みと出合いができるベンチ」の設置を進めています。





## 第6章 計画の実現に向けて

### 1. 推進体制

本戦略により目指す将来像を実現するためには、市民、交通事業者、行政が交通課題を共有し、それぞれが主体性を持って期待される役割を果たすことが重要となります。また、施策展開にあたっては、3者が相互に連携を図り、協働しながら取組を進めていきます。

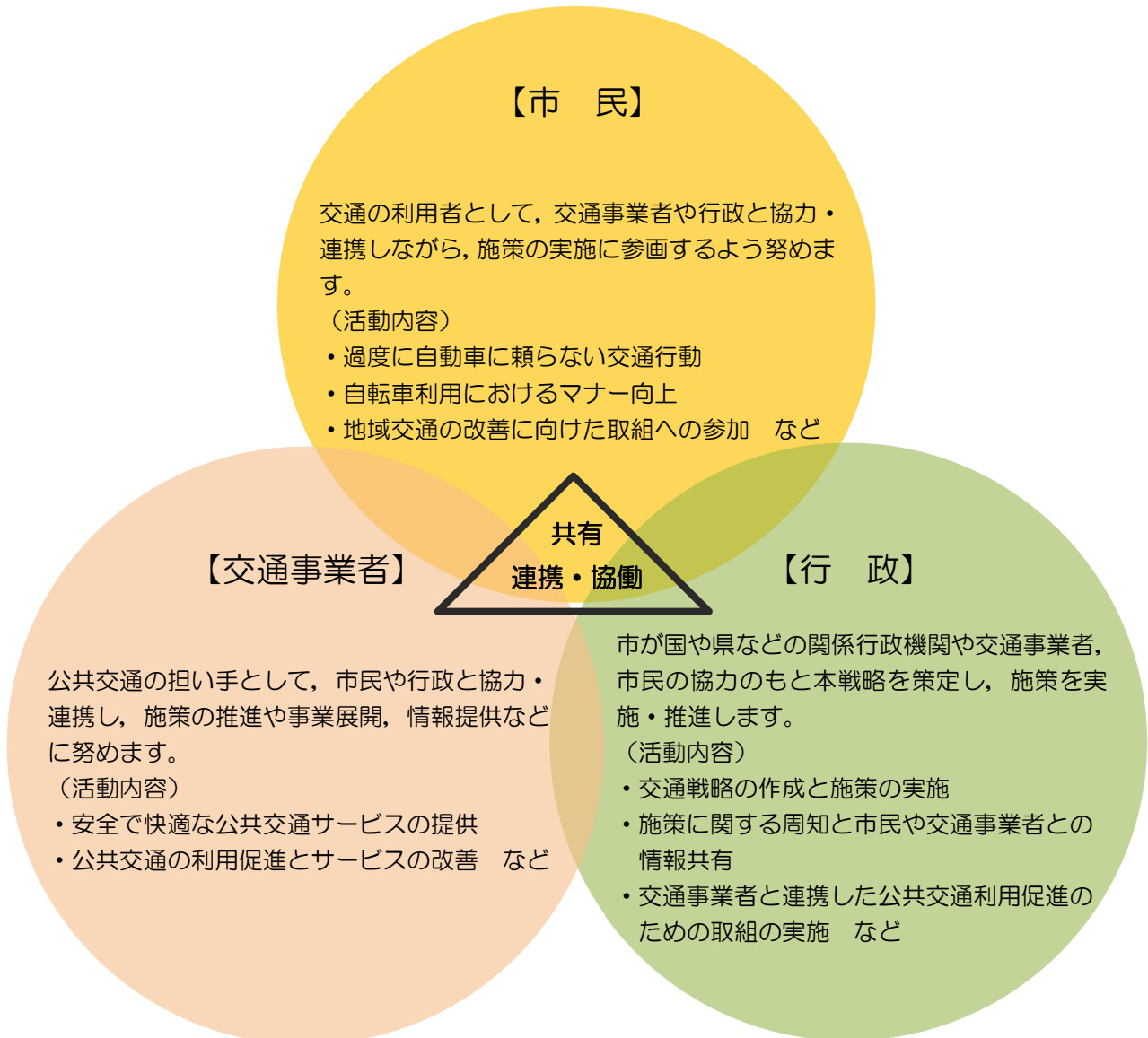


図 6-1 計画の推進体制



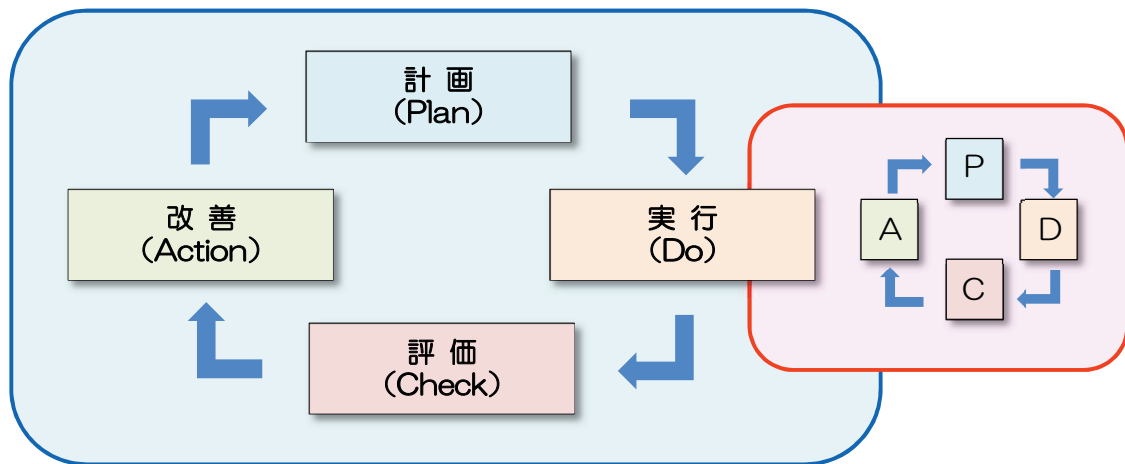
## 2. 評価・改善の仕組み

本戦略に位置付けた施策の着実な実行と目標の達成に向け、「芦屋交通計画協議会」が中心となり、市民参画及び協働のもと、PDCAサイクルによって以下のとおり進行管理を行います。

計画開始年次（平成30年度（2018年度））から概ね5年で事業の実施状況と目標の達成状況、上位計画や関連計画の改訂、交通環境の変化等を踏まえ、必要に応じて本戦略の見直しを行います。

また、実行（Do）段階においても、施策の実施結果や進捗状況を把握し、評価する小さなPDCAサイクルを実施します。

計画期間終了時（平成40年度（2028年度））に本戦略における施策全体の評価を行います。実行・評価・改善にあたっては市民・交通事業者・行政が連携し、取り組んでいきます。



計画 (Plan)	めざす将来像の実現に向けた都市交通体系を構築するための戦略を策定します。
実行 (Do)	戦略に位置付けた施策の実施主体が関係機関と連携して、施策を実施します。
評価 (Check)	施策の実施状況を把握し、目標の評価指標により施策の実施効果を検証し、評価を行います。
改善 (Action)	評価の結果等を踏まえ、必要に応じて戦略の見直しを行います。

## 資料

## 1. 交通計画協議会の開催

開催日		内容
第1回	平成29年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合交通戦略の策定とスケジュールについて</li> <li>現状と交通課題について</li> </ul>
第2回	平成29年9月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合交通戦略の策定について</li> <li>将来像と基本方針及び実施施策について</li> </ul>
第3回	平成29年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合交通戦略（素案）について</li> </ul>
第4回	平成30年2月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合交通戦略（案）について</li> </ul>

## 2. 原案への市民意見募集

募集期間	平成29年12月17日（日）～平成30年1月26日（金）まで
上記期間内における 内容の閲覧場所	市ホームページ，市役所（東館2階都市計画課，北館1階行政情報コーナー），ラポルテ市民サービスコーナー，市民センター（公民館図書室），図書館本館，保健福祉センター，市民活動センター（リードあしや），潮芦屋交流センター
内容に対する意見の 提出方法	都市計画課窓口を持参，郵送，ファクス，ホームページ上の意見募集専用フォーム，Eメール
提出件数	15人45件



## 3. 交通計画協議会委員名簿

	氏名	所属	区分
会長	福島 徹	摂南大学 理工学部都市環境工学科 教授	学識経験者
副会長	正司 健一	神戸大学大学院 経営学研究科 教授	学識経験者
委員	太田 裕之	国土交通省近畿地方整備局建政部 都市整備課 課長	関係行政機関
委員	吉本 道明	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部 首席運輸企画専門官	関係行政機関
委員	村田 直磯	国土交通省近畿地方整備局 兵庫国道事務所 副所長	道路管理者
委員	正垣 あおい	兵庫県県土整備部県土企画局 交通政策課 副課長	関係行政機関
委員	下山 智	兵庫県阪神南県民センター 西宮土木事務所 副所長	道路管理者
委員	宮本 博嗣	芦屋市 都市建設部道路課 課長	道路管理者
委員	秋山 秀則	西日本旅客鉄道株式会社神戸支社 総務企画課 課長	交通事業者
委員	楠葉 誠司	阪神電気鉄道株式会社 都市交通事業本部運輸部 部長	交通事業者
委員	奥野 雅弘	阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部都市交通計画部 部長	交通事業者
委員	野津 俊明	阪急バス株式会社 自動車事業部 部長	交通事業者
委員	平尾 文一	一般社団法人兵庫県タクシー協会 副会長 (神戸相互タクシー株式会社 代表取締役)	交通事業者
委員	高木 良彦	兵庫県芦屋警察署 交通課 課長	公安委員会
委員	宇賀 克夫		市民委員
委員	辻 正彦	芦屋市 都市建設部長	市職員
委員	山城 勝	芦屋市 都市建設部参事	市職員
委員	寺本 慎児	芦屋市 福祉部長	市職員

